令和5年度 港南中学校 部活動規程(方針)

1 部活動の目的

- 自発的に希望する生徒の参加により、余暇の善用と趣味・個性の伸長を図り、身体的・ 精神的に強い意志のある人間を育成する。
- 規則を守り、礼儀正しい人間の育成を目指し、単に技能だけを高める活動でなく、互い に協力し、助け合う、豊かな人間性を育てる。
- 部活動を通して、学習をはじめとする学校生活や生活習慣等に好ましい効果をもたらす ことができるよう、自己管理能力を高めさせ、港南中学校のすばらしい伝統と校風をつく りあげる一員として育てる。

2 部活動の目標

- (1) 礼儀正しく、中学生らしい行動のできる生徒の育成
- (2) チームワークを育て、仲間意識の高い生徒の育成
- (3) 自ら技術を磨き、心身を鍛える生徒の育成
- (4) 自ら考え、創意・工夫できる生徒の育成

3 設置部と活動場所

< 運動部 >

○ 軟式野球(男女) グラウンド○ ソフトボール女子 グラウンド○ サッカー(男女) グラウンド○ ソフトテニス男子 テニスコート○ ソフトテニス女子 テニスコート

バスケットボール男子 体育館バスケットボール女子 体育館バレーボール男子 体育館バレーボール女子 体育館

○ 卓球男子○ 卓球女子サブアリーナ

○ 柔道(男女)○ 剣道(男女)武道場

水泳(男女)プール・グラウンド

○ 陸上競技(男女)○ 駅伝(男女)グラウンド

- ※ 駅伝部については、県中学駅伝大会に全学年から選手を招集し、出場する。また、伊予地区 駅伝大会に1・2年生から選手を招集し、出場する。
- < 文化部 >

吹奏楽 音楽室・校舎内 美術 技術 技術室

4 活動について

- (1) 部活動は原則として、部活動担当者の監督のもとに活動する。
- (2) 生徒が、活動と食事や休養・睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下の 基準を原則に休養日を設定する。

- ① 休養日は、原則、週当たり2日以上設ける。そのうち、平日に1日、土曜日、日曜日に1日以上の休養日を設ける。(休養日に練習試合や大会参加等で活動した場合については、休養日を他の日に振り替える。)
- ② 長期休業中は、学期中の休養日に準じた扱いを原則とする。加えて、ある程度長期の休養日を設ける。また、大会等を除き、原則、土曜日と日曜日を休養日とする。
- (3) 部活動を停止・休止する日(休養日)を次のとおりとする。
 - 職員会議、研修職員会議の実施日
 - テスト期間(定期テスト初日の1週間前からテスト終了前日まで)
 - 長期休業中の学校閉庁日
 - 警報等による臨時休業日
 - 流行性の疾病が全校的に発生した場合
 - 学校行事等への健康的配慮による場合(該当学年)
- (4) 平日の放課後の活動は、下の表【平日】「活動終了時刻」までの2時間程度とする。 土・日曜日、祝日、長期休業中の日中の活動は、下の【休業日】時間帯の3時間程度とする。 注意点・・・夏季(5~9月)は、熱中症防止に留意する。

【平日】

<u> </u>		
期間	活動終了時刻	完全下校時刻
4月~7月下旬	18:15	18:30
9月~新人大会	18:00	18:15
新人大会終了~10月中旬	17:30	17:45
10月下旬~11月上旬	17:15	17:30
11月中旬~1月中旬	17:00	17:15
1月中旬~1月末	17:15	17:30
2月~	17:30	17:45
3月上旬~	17:45	18:00
3月中旬~	18:00	18:15

【休業日】

午前・午後・一日練習の場合		
午前	8:30~12:00	
午後	12:30~16:00	
一日	$8:30\sim16:00$	

- (5) 下校時間を厳守する。(上記参照)
- (6) 早朝の活動は、次のことを守り活動する。
 - ①生徒本人の自主参加とする。
 - ②7時10分から7時30分までとする。生徒は、7時より早く登校しない。
 - ③活動内容は、「駅伝部としての練習」とする。
- (7) 活動の延長は、次の場合、1時間以内に限り認める。
 - ①中体連の大会への参加は、大会2週間前から。
 - ②校長が承認し、予選を勝ち抜いたその他の大会への参加は、大会1週間前から。
 - ③保護者の同意書を添えて、活動延長許可申請書を校長に提出する。
- (8) 対外試合への参加は、対外試合・大会等参加届を校長に提出し、承認を得る。 部活動停止期間中の大会参加及び中体連主催以外の泊を伴う大会参加については、保護者の 同意書を添えて、対外試合・大会等参加届を校長に提出し、承認を得る。

5 予算について

各部の部活動運営費については、後接会の事業費(物品購入)及び奨励費(大会参加費)を充てる。

6 3年生について

- (1) 3年生の部活動引退は、原則、総体終了時(県・四国・全国)とする。文化部は、それに準じた大会(吹奏楽コンクールや発表会、ロボットコンテスト)終了時とする。
- (2) 総体終了後の大会に出場する場合(協会主催の大会等)は、保護者の同意書を提出し、校長の承認を得れば、引き続き部活動に参加することができる。

7 部活動の成立と存続条件について

○ 試合が成立するための人数を下まわり、部活動の意義を満たす練習ができなくなり、新年度 の入部予定者の確保が難しい場合においては、部活動の休部・廃部を検討する。

8 その他

- (1) 健康、安全に留意して活動する。
- (2) 部活動生として好ましくない行動があった場合については、活動停止等について検討する。
- (3) 3の設置部以外で中体連主催の大会(総体・新人大会)に出場希望の生徒がいる場合は、担当者を置き、大会に出場させる。